

継続協議項目の検討の方向性について

具体的検討項目	論点（課題、問題点等）	主な議論
④常任委員会及び予算・決算特別委員会の審査のあり方		
○ 発言	○ 委員会における質疑での発言の方法は、一括質問・一括答弁の方式と一問一答方式が混在しているが、一問一答方式のほうがわかり易い。 常任委員会・協議会においても、一問一答方式とするべきではないか。	○ 常任委員会・協議会においては、一問一答方式とする。 【決定】 ○ 議員側も質疑の内容が不明確とならないようきちんと整理した上で発言する。 【決定（確認）】
○ 協議会のあり方（執行機関から提出された案件の取扱い）	○ 協議会を経て、その後に議案として提出されたものについては、委員会での審査が形骸化しているのではないか。	○ 協議会への案件の提出は、議会（委員）の意見を聴き、当該意見を考慮して執行機関としての最終案を決定し、又は市としての意思決定を行うことを目的とするものである。このため、執行機関側も議員側も、いわゆるガス抜きの場であったり、議案の事前審査とならないように留意する。 【決定（確認）】 ○ 案件の協議会への提出基準については、今後、執行機関で考え方を整理する。 【決定（確認）】 ○ 協議会の開催に当たっては、最終案や市としての意思決定までの間に十分な期間をとるようにし、案件に応じて適時に協議会を開催することとする。 【決定（確認）】
○ 予算及び決算の審査のあり方	【これまでの論点】 ○ 現在の予算及び決算の審査付託の方法に問題はないか。 ・当初予算・補正予算のうち本格予算（肉付け予算）…予算特別委員会を設置して付託 ・通常の補正予算…歳入は総務政策委員会に、歳出は所管の常任委員会に分割付託 ・決算…決算特別委員会を設置して付託	【これまでの主な発言】 ○ 予算不可分の原則ということから考えると、分割付託は望ましくないという見解がある。 ○ 予算は、全体としては1つの所管で一体不可分として審査するというのが普通の姿ではないか。分割付託の場合は、全体的な審査や委員会の段階での修正というところに限界がある。 ○ 特別委員会は、特定の事件を審査するために設けられるものである。 ○ 予算と決算を一体のものとして見ていくことが必要であり、そのために、予

	○ 予算と決算の連動（予算から決算、そして次の予算へとつなげる）という観点から、分割付託ではなく、また、その都度設置する特別委員会でもなく、予算や決算に関する常任委員会をつくって、そこに付託する方法を考える必要があるのではないか。 ○ 算・決算常任委員会をつくったほうがよいのではないかな。 ○ 予算や決算の常任委員会化については、委員の所属制限の件と併せて考えていくべきで、少数会派が委員に入れるようにしていくことが必要ではないかな。 ○ 少数会派の問題については、1人会派でも参画できるようにすれば、結局のところ、会派とは何かということにつながっていく。 ○ 少数会派の問題については、委員外議員の発言という方法を活用することも考えられる。 ○ 予算については、歳入と歳出を一体のものとして見ていくべきではないかな。 ○ 県議会のように、予算・決算常任委員会をつくって常任委員会単位の分科会方式を採用すれば、全員が参画でき、常任委員会を中心に細かなところまで審査ができるのではないかな。 ○ 予算・決算常任委員会をつくっても、常任委員会単位の分科会方式であれば、屋上屋を重ねるようなことにならないかな。ただし、少数会派に対する配慮は考えていく必要はある。 ○ 予算と決算を別々に常任委員会にしてはどうか。議長と監査委員を除く全員がいずれかに所属するようにすればよい。 ○ 全体的な議論や自分が所属する常任委員会の所管以外の事項についての議論は、本会議でできる。 ○ 当初予算も、分割付託で審査するというのが本来的には理想ではないかな。 ○ 常任委員会でその所管事項について審査するほうが中身の濃い議論ができるのではないかな。 ○ 予算・決算常任委員会をつくったとしても、1人の委員が予算や決算の全部を見ていくことについては、それだけの能力があるのかどうかという問題がある。 ○ 予算と決算を一体的に見るということは大事なことであるが、その反面、仮に予算を伴う条例案を予算・決算常任委員会に付託することになれば、常任委員会で審査するものはほとんどなくなってしまうことになる。予算・決算常任委員会
--	--

	※上記のほかに、予算や決算の審査について論点はないか？	をつくっても、常任委員会の役割を十分に発揮できるように、所管事務調査や委員会提出議案など常任委員会のあり方や議員のレベルアップを併せて考えていくべきで、安易に予算や決算の常任委員会化をするべきではない。 ○ 予算・決算常任委員会をつくった場合は、他の3常任委員会とのすみ分けを考える必要がある。 ○ 通年式で固定化した常任委員会では、議会の総意が反映されないのではないかな。 ○ 予算や決算については、議会全体でどのようにチェック機能を果たしていくかという観点から、いろいろと試行錯誤を重ねてもよいのではないかな。 ○ 予算や決算に関する常任委員会をつくっている市議会は、まだ全国的には少ないのではないかな。
○ 常任委員会のあり方	【これまでの論点】 ○ 常任委員会の機能強化を図っていく必要があるのではないかな。 ○ 閉会中でも議決により付議案件について継続的に活動できるという委員会の特性を生かし、所管事務調査を行っていく必要があるのではないかな。 ○ 委員会提出議案（請願に係る意見書、政策条例など）をつくっていく必要があるのではないかな。	【これまでの主な発言】 ○ 予算と決算を一体的に見るということは大事なことであるが、その反面、仮に予算を伴う条例案を予算・決算常任委員会に付託することになれば、常任委員会で審査するものはほとんどなくなってしまうことになる。予算・決算常任委員会をつくっても、常任委員会の役割を十分に発揮できるように、所管事務調査や委員会提出議案など常任委員会のあり方や議員のレベルアップを併せて考えていくべきで、安易に予算や決算の常任委員会化をするべきではない。【再掲】 ○ 所管事務調査を、現場へ出向いて実態調査を行ったり、住民との対話を行うなど積極的に行い、委員間で議論を重ねて政策形成につなげていくべきである。
○ 委員会での議員間討論	→「⑫議員間の自由討議」において検討する予定	

※上記のほかに考えるべき事項はないか？		
⑤常任委員会への議員の所属制限の再考		
	【これまでの論点】 ○ 現在の常任委員会の定数（10人、9人、9人）で問題はないか。議論を深めるため、いろいろな角度からチェックするため、委員定数を増やす必要はないか。 ○ 全国的に議員定数が減っていく傾向がある中で、常任委員会への議員の所属のあり方を考える必要があるのではないか。 ○ 予算や決算の常任委員会化を検討する場合は、所属制限についても検討する必要がある。 ○ いせ市議会だより発行委員会も常任委員会にする必要があるのではないか。	【これまでの主な発言】 ○ 現状の伊勢市議会では、常任委員会の複数所属制をとる必要はないのではないかと。2つの委員会にまたがるというのであれば、連合審査方式という方法もある。 ○ 現在の3常任委員会の構成は、執行機関の部局（政策分野）に対応した、いわゆる縦割り方式であるが、横割り方式の常任委員会（例えば、予算や決算の常任委員会）をつくる必要はないか。 ○ 常任委員会は、議会活動の基本である。 ○ 予算や決算の常任委員会化を検討する場合は、併せて考えるべきである。 ○ いせ市議会だより発行委員会も常任委員会にする必要があるのではないかと。
⑩反問権		
	【前回の論点】 ○ 現行の質疑・一般質問では、質問と答弁に終了していることから、平行線やお互いの言いつ放しで終わることがある。議会を本来の「言論の府・討論の場」とし、政策をよりよいものにつくりあげていくために、執行機関に議員に対	【前回の主な発言】 ○ 議員は言いつ放し、当局は答えつ放しということはよくない。 ○ 反問権の範囲は、質問の趣旨を確認したり、もう少し掘り下げて質問の意図、真意を確認する程度にとどめるべきではないか。 ○ 議員と当局とでは持っている情報量が違う。今は、二代表制といっても、バランスがとれているわけではない。反問権については慎重であるべき。

	して反問することを認めるべきではないか。 ○ 反問権の範囲をどうするか。質問の趣旨の確認など答弁に必要な範囲内にとどめるか、又は範囲を限定せずに対案を求めることなども可能とするか。	○ 反問権を与えるということは、逆に言えば、きちんとした質問をしなければならぬということが議員に求められるのであって、そういう緊張感を持って執行機関と議論することが本来の議会のあるべき姿である。 反問権の範囲を限定したり、発言を制限するというようなことであるならば、反問権を与える意味は何もない。 ○ 質問するときには、きちんと根拠を持って、逆に質問されたとしても答えられるようにしないと、質問する意味がない。
⑩議場の投票機能の活用		
	【前回の論点】 ○ 参議院で使用されているような押しボタン式の投票システムを導入すれば、議決結果が瞬時に判明し、議事進行の迅速化が図れるのではないか。 ○ 投票システムを活用することにより、個々の議員の賛否の公表を行い、議会の情報公開を進める必要があるのではないか。	【前回の主な発言】 ○ 本会議における採決（表決）の方法としては、「起立採決」、「簡易採決」、「記名投票」、「無記名投票」があり、「起立採決」が原則である。伊勢市議会の議員定数は28人であり、通常は議長を除く27人の賛否で決定している。議長が議場を見渡すのに時間がかかるような人数ではない。起立採決と投票システムとで、議事の進行がそれほど変わるとは思えない。 ○ 現在は反対者があった場合、記名投票のときを除き、「賛成多数」か「賛成少数」という形でしか議決結果の記録がない。議員選挙の際の個々の議員に対する市民の評価にもつながることでもあり、議会の情報公開ということからも、個々の議員の賛否を記録する方法を考えていく必要があるのではないか。 ○ ケーブルテレビで録画放映するために撮影している。個々の議員の賛否は、その映像で確認する方法もある。 ○ 伊勢市の最終意思決定機関として最も大事なことは、議会が賛成であるか、反対であるかということを決定的なことであって、誰が賛成したか、反対したかというような議員個人のことはではない。